

平成28年2月2日
法務省入国管理局
厚生労働省職業安定局

「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

（2月1日付け指摘・確認事項）

○ 法務省は、農業の業所管庁である農林水産省から外国人材受入れに係る必要性が示されていることを踏まえ、農林水産省や提案自治体からの意見、厳格な管理体制のもとに実施することとなる外国人家事支援人材受入れ事業を参考に内閣府が作成したスキーム案を基本として、農林水産省及び厚生労働省と至急調整の上、農業における外国人材受入れに係るスキームを本ワーキンググループに報告・説明し、今国会において特例措置を創設すること。

なお、農業分野の専門性の判断に、国内外の既存の農業に係る技能試験等の制度を活用できないのかも併せて、検討すること。

（法務省・厚生労働省回答）

本件に係る対応については、農林水産省及び厚生労働省を始めとする関係省庁と協議を続けているところであるが、検討の前提となる受け入れる外国人が行う活動等の詳細について、農林水産省の見解が未だ示されていない。

加えて、内閣府が作成したスキーム案についても、受入れ対象者が提案自治体の求めている人材や農林水産省が必要と考えている人材と一致するのかどうか、監理体制において農林水産省が中心的な役割を果たすことが可能か等について、同省から見解が得られていない。

また、農林水産省の1月19日付け回答では、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）における「農業構造の展望」で示された農業労働力の見通しに関する展望どおりに新規就農が進んでいないことを前提に、農業分野における外国人の活用の検討が必要とされているが、その根拠となる資料の提供も受けられない状況にある（今国会における総理大臣の施政方針演説において「40代以下の新規就農者が年間2万人を超え」たことが謳われており、必要性の根拠とするのであれば、対外的に説明できる合理的な理由が必要）。

特例措置を講ずるに当たっては、当該措置を設けることの必要性及び合理性について十分な検討がなされていることが前提であるところ、かかる前提が業所管庁である

農林水産省において整理できていない現状にある。ましてや、今後同省から回答が得られたとしても、制度の検討には相当の期間を要し、特に、農業分野においては技能実習制度において賃金不払いを始めとした種々の問題が生じていることから、同制度以上の監理体制を構築するには十分な検討が必要であり、今国会において制度を設けることは極めて困難である。

ワーキンググループにおいては、失踪等の問題を生じさせないために、他の分野に比べて高い賃金を支払うことも一案であるとの御指摘をいただいたところであるが、農林水産省においては、技能実習制度において同省が指導している所定時間外作業に対する割増賃金の支払いを特区においては求めないことも視野に入れて検討されており、この方向性の違いも農林水産省において調整する必要がある。

なお、農業分野における専門性の判断に際して既存の制度を活用することについての御指摘については、現在、農林水産省において検討されているところである。

以上